

扶桑町登録アーティスト紹介事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化芸術に携わる様々な分野のアーティストを登録し、町内の団体に紹介することにより、地域行事の活性化を促し、もって交流促進及び文化振興を図ることを目的とする。

(アーティストの登録)

第2条 扶桑町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、扶桑町登録アーティスト紹介事業（以下「紹介事業」という。）を実施するに当たり、次の各号に掲げる分野のアーティストを選定し、扶桑町登録アーティスト名簿（様式第1）に登録する。

- (1) 和太鼓、津軽三味線等の邦楽
- (2) ヴァイオリン等の弦楽器、トランペット等の管楽器、ピアノ等の鍵盤楽器等の洋楽
- (3) 朗読、落語、狂言等の演劇
- (4) 日本舞踊、ジャズダンス、ヒップホップダンス等の舞踊
- (5) マジック、ジャグリング、バルーンアート等の大道芸
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が認めるもの

2 登録情報は、アーティスト名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、分野、実演内容、実演時間、編成・出演人数、出演料の目安及び顔写真とする。

(登録情報の公開)

第3条 教育委員会は、前条に規定する登録情報のうち、アーティスト名、分野、実演内容、実演時間、編成・出演人数、出演料の目安及び顔写真を公開することができる。

(利用対象者)

第4条 紹介事業により登録アーティストの紹介を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、町内に所在する団体かつ次に掲げる者とする。

- (1) 地域コミュニティ、子ども会、老人クラブ等一定の社会的活動が認められる個人の集合体
- (2) 学校、保育園、幼稚園等の教育機関
- (3) 官公庁
- (4) 法人格を有する企業
- (5) その他教育委員会が認める団体

(利用対象催事)

第5条 紹介事業を利用できる催事は、前条の者が自ら主催、企画及び運営し、営利を目的としないものとする。

(申請)

第6条 利用者が登録アーティストの紹介を受けようとするときは、扶桑町登録アーティスト紹介事業申込申請書（様式第2）により教育委員会に提出しなければならない。

(アーティストの紹介)

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めるときは、扶桑町登録アーティスト紹介書(様式第3)により、利用者に登録アーティストを紹介する。

(催事の実施)

第8条 催事の実施に係る事項は、利用者及び登録アーティストの当事者間で調整・決定する。

(出演料)

第9条 出演料は、報酬以外に、食糧費、衣裳費、交通費、楽器借上・運搬費等出演に係る経費を含むものとし、利用者及び登録アーティストの同意により決定する。

2 出演料は、利用者が登録アーティストに直接支払う。

(守秘義務)

第10条 利用者及び登録アーティストは、いかなる場合においても紹介事業で知り得た個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。また、紹介事業以外の目的で使用してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。